

【私立学校及び学校法人に関する認可・届出事項一覧】

1.1 学校法人等に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校法人の設立	私学法第 23 条第 1 項	○
	準学校法人の設立	私学法第 152 条第 6 項で準用する同法第 23 条第 1 項	○
	学校法人等の組織変更	私学法第 152 条第 7 項	○
	寄附行為の変更（届出事項を除く）	私学法 108 条第 3 項（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	
	理事会の決議による決定又は目的たる事業の成功の不能による学校法人等の解散	私学法 109 条第 3 項（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	○
	学校法人等の合併	私学法 126 条第 3 項（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
届出事項	寄附行為の変更（次に掲げる事項） ・ 学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更 ・ 事務所所在地の変更 ・ 公告の方法の変更	私学法 108 条第 5 項（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
	役員（理事・監事）・評議員の就任・退任	私学法令第 6 条第 2 項	
	登記事項の変更	私学法令第 6 条第 1 項	
	学校法人等の解散（認可事項を除く）	私学法 109 条第 5 項（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	
	財務計算等に係る書類等の提出	私学振興法第 14 条第 4 項	
	清算人の就職	私学法第 115 条（準学校法人にあっては私学法 152 条第 6 項で準用）	
	清算の結了	私学法第 122 条（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
その他	特別代理人の選任	私学法第 40 条（準学校法人にあっては私学法第 152 条第 6 項で準用）	
	特定公益増進法人に関する証明	所得税法施行令及び法人税法施行令	
	税額控除対象法人の証明	租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 2 号	
	相続税非課税対象法人の証明	租税特別措置法施行令第 40 条の 3 第 1 項第 4 号	

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

※「学校法人等」とは、学校法人及び準学校法人を指す。

※認可を受ける場合は、私学振興課に事前相談が必要（「5 熊本県私立学校等に係る認可申請手続要領」 参照）

1.2 幼稚園・小学校・中学校・高等学校に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法第4条1項	○
	高等学校の全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止	学教法第4条1項	○
	高等学校の学科の設置・廃止	学教法第4条第1項、学教法令第23条第2号	○
	設置者の変更	学教法第4条第1項	○
	収容定員に係る学（園）則の変更	学教法第4条1項、学教法令第23条第12号	○
	広域通信制課程に係る学則の変更	学教法第4条第1項、学教法令第23条第11号	○
届出事項	校長の採用	学教法第10条	
	目的、名称、位置の変更	学教法令第27条の2第1項第1号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法令第27条の2第1項第6号	
	学（園）則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）の変更	学教法令第27条の2第1項第1号	
	高等学校の専攻科又は別科の設置・廃止	学教法令第27条の2第1項第2号	
	分校の設置・廃止	学教法令第27条の2第1項第3号	
	経費の見積及び維持方法の変更	学教法令第27条の2第1項第5号	
	生徒募集の停止	私学法第6条	
その他	登録免許税の非課税証明		

1.3 専修学校に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法第 130 条第 1 項	○
	設置者の変更	学教法第 130 条第 1 項	○
	高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止	学教法第 130 条第 1 項	○
	専修学校の目的変更（分野）の設置・廃止	学教法第 130 条第 1 項	○
届出事項	校長の採用	学教法第 133 条で準用する同法第 10 条	
	名称、位置の変更	学教法第 131 条	
	校地校舎等の取得・処分	学教法第 131 条、学教法令第 24 条の 3 第 2 号	
	学則の変更	学教法第 131 条	
	分校の設置・廃止	学教法第 131 条、学教法令第 24 条の 3 第 1 号	
	生徒募集の停止	私学法第 6 条	
その他	登録免許税の非課税証明		
	税理士試験受験資格に係る課程証明		

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない

1.4 各種学校に関すること

	事 項	根 拠	審
認可事項	学校の設置・廃止	学教法第 134 条第 2 項で準用する同法第 4 条第 1 項	○
	設置者の変更	学教法第 134 条第 2 項で準用する同法第 4 条第 1 項	○
	収容定員に係る学則の変更	学教法第 134 条第 2 項で準用する同法第 4 条第 1 項	○
届出事項	校長の採用	学教法第 134 条第 2 項で準用する同法第 10 条	
	目的、名称、位置の変更	学教法令第 27 条の 3 第 1 項第 1 号	
	校地校舎等の取得・処分	学教法令第 27 条の 3 第 1 項第 3 号	
	学則(収容定員に係るものを除く)の変更	学教法令第 27 条の 3 第 1 項第 1 号	
	分校の設置・廃止	学教法令第 27 条の 3 第 1 項第 2 号	
	生徒募集の停止	私学法第 6 条	
その他	登録免許税の非課税証明		

※「審」の欄が○の事項については、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。